

要求事項

- (一) 東京モスリン金町工場従業員、日本労働総同盟加入ノ自由ヲ確認スルコト
 - (二) 十五名ノ解雇ヲ取消スルコト
 - (三) 寄宿女工員ノ強制取囲ヲ絶対為ササルコト
 - (四) 寄宿女工員ノ婦人會加入ヲ強制セス加入ハ本人ノ自由ヲシムルコト
 - (五) 定期昇給ヲ実行スルコト
 - (六) 今回ノ問題ニ關シ犧牲者ヲ絶対ニ出ササルコト
 - (七) 多識中ノ日給ヲ支給スルコト
- 又石要求提出後未タ正式交渉ニ入ラス相對峙シ纏リタル結果ナシ

七経過

(一) 會社側ノ態度

山中新一郎、解雇及對運動起リテ以來復同盟側ノ努力漸次増大シ修養園並復同盟ノ對立抗爭ハ益々激化シ此ノ渦中ニ居耐ラスシテ歸國スルモノ十数名何レモ爭議發生後直テ歸場スニ及ビシノ趣キニテ工場側ハ事態ヲ憂慮シ二月十四日ヨリ寄宿以外ノ修養園(報生同盟)員ヲモ工場外寄宿舎(一心寮)ニ止宿センメ危害予防ト第一ニ備ヘツツアリタルカ復同盟側ヨリ二月十七日、休日外出ヲ利用セシレ従業員大會ヲ開催シ議々罷業ニ入ラレタルヲ以テ職員男ニ。名残増職工男三五名臨時工八名女一ニ五名計一八八名ヲ工場内寄宿舎並隣内ニ籠城セシメ職員ト協力平ラシテ比番作業ヲ為シ、

又二月十九日午後二時三十分左記男工九女工四計十三名ノ